

精華町子ども・子育て会議公開要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、精華町子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、精華町情報公開条例（平成 14 年条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）に定める事項のほか必要な事項を定める。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は非公開とする。

（1）情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合

（2）その他公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合で出席委員の過半数の賛同を得た場合（傍聴の定員等）

第 3 条 傍聴人の定員は、会場等の状況に応じて、その都度定める。

2 前項の規定に関わらず、特に必要があると認められる場合は、委員長は会議に諮り別に定員を設けることができる。

（会議録及び会議資料）

第 4 条 会議の公開・非公開に関わらず、会議終了後速やかに会議録要旨を作成する。

2 会議録要旨は、次の事項を除いて公開する。

（1）個人又は団体に関する情報であって、特定の個人等が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる発言部分

（2）その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる発言部分

3 会議資料は、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるものを除いて公開する。

（雑則）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 日から施行する。